

世田谷区公報

目次

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (130)…………… 2
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (131)…………… 2
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (132)…………… 2
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則 (133)…………… 2
- 世田谷区立ミニS L 条例施行規則の一部を改正する規則 (134)…………… 3
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (135)…………… 3

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (810)…………… 3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (811)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (812)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (813)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (814)…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (815)…………… 3
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認の告示 (816)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (817)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (818)…………… 3
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (819)…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (820)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (821)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (822)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (823)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (824)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (825)…………… 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (826)…………… 4
- 介護保険法に基づく指定地域密着

- 型サービス事業者の指定の告示 (827)…………… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (828)…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (829)…………… 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (830)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (831)…………… 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (832)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (833)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (834)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (835)…………… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (836)…………… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (837)…………… 5
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (838)…………… 5
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示 (839)…………… 6
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (840)…………… 6
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (841)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (842)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (843)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (844)…………… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (845)…………… 6
- 世田谷区契約事務規則に基づく契約担当者委任解除の告示 (846)…………… 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (847)…………… 6
- 令和3年第4回世田谷区議会定例会招集の告示 (848)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (849)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (850)…………… 7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (851)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (852)…………… 7
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示 (853)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (854)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (855)…………… 7

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (856)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (857)…………… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (858)…………… 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (859)…………… 8
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示 (860)…………… 8
- 地方自治法に基づく指定代理納付者の指定の告示 (861)…………… 8
- 地方自治法に基づく指定代理納付者の指定の告示 (862)…………… 8
- 地方自治法施行令に基づく寄附金の収納事務委託の告示 (863)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (864)…………… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (865)…………… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (866)…………… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (867)…………… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (868)…………… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (869)…………… 9
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (870)…………… 9
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (871)…………… 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (872)…………… 9
- 世田谷区立経堂南地区会館の供用中止の告示 (873)…………… 9

公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (105)…………… 9
- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (106)…………… 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (107)…………… 9
- 建築基準法に基づく公聴会開催の公告 (108)…………… 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (109)…………… 9
- 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定及び指定解除の公告 (110)…………… 10
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (111)…………… 10
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (112)…………… 10
- 都市計画法に基づく都市計画決定案縦覧の公告 (113)…………… 10
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (114)…………… 10
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (115)…………… 10

○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (116).....10

○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画案の縦覧の公告 (117)10

○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告 (118).....11

○世田谷区街づくり条例に基づく沿道地区計画の変更原案の縦覧の公告 (119).....11

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (120)11

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (121)11

○世田谷区街づくり条例に基づく防災街区整備地区計画の変更原案の縦覧の公告 (122).....11

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (123)12

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (124)12

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (125)12

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (126)12

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (127)12

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (128)12

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (129)13

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告 (130)13

○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の取消しの公告 (131).....13

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事業計画縦覧の公告 (132).....13

規 則 (教)

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (11)13

○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (12).....14

○幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (13) ...14

告 示 (農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (11).....14

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和3年11月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第130号
世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第131号
世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第132号
世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第133号
世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第134号
世田谷区立ミニS L条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第135号
世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則 (平成3年3月世田谷区規則第7号) の一部を次のように改正する。

第10条中「スポーツ推進部にオリンピック・パラリンピック担当課」を「保健福祉政策部に臨時特別給付担当課」に改める。

第11条第1項の表スポーツ推進部の項中「オリンピック・パラリンピック担当課」を「スポーツ施設課」に改め、同表保健福祉政策部の項中「保険料収納課」を臨時特別給付担当課に改める。

第19条の3の見出し及び同条の表以外の部分中「各課等」を「各課」に改め、同表スポーツ推進課の部スポーツ・障害者スポーツ推進担当係長の項中「スポーツ・障害者スポーツ推進担当係長」を「スポーツ・パラスポーツ担当係長」に改め、同項第9号中「障害者スポーツ」を「パラスポーツ」に改め、同項第11号から第13号までを次のように改める。

(1) オリンピック及びパラリンピックのレガシーに関する事。

(2) オリンピック及びパラリンピックに係る外部機関等との連絡調整に関する事。

(3) アメリカオリンピック・パラリンピック委員会との連絡調整に関する事。

第19条の3の表スポーツ推進課の部スポーツ・障害者スポーツ推進担当係長の項中第14号から第17号までを削り、第18号を第14号とし、同項第19号中「オリンピック・パラリンピック担当課」を「スポーツ施設課」に改め、同号を同項第15号とし、同表オリンピック・パラリンピック担当課の部を次のように改める。

スポーツ施設課
スポーツ施設担当係長

(1) スポーツ及びレクリエーション

施設の整備及び運用に係る総合的な調整に関する事。

(2) スポーツ及びレクリエーション施設の整備計画に関する事。

(3) 総合運動場に関する事。

(4) 大蔵第二運動場に関する事。

(5) 千歳温水プールに関する事。

(6) 地域体育館及び地区体育室に関する事。

(7) スポーツに関する民間契約施設及び学校施設 (区立学校施設を除く。) の区民利用に関する事。

第22条の見出し及び同条の表以外の部分中「各課」を「各課等」に改め、同表保健福祉政策課の部調整係の項第11号中「他の課」を「他の課等」に改め、同表に次のように加える。

臨時特別給付担当課
臨時特別給付担当係長

(1) 臨時特別給付金等の給付に関する事。

附 則
この規則は、令和3年12月1日から施行する。

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区災害対策本部条例施行規則 (昭和38年12月世田谷区規則第19号) の一部を次のように改正する。

別表第1 災対区民支援部の項中「オリンピック・パラリンピック担当課」を「スポーツ施設課」に改め、同表災対保健福祉部の項中「保険料収納課」を臨時特別給付担当課に改める。

附 則
この規則は、令和3年12月1日から施行する。

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則 (平成19年3月世田谷区規則第51号) の一部を次のように改正する。

別表第1 国民保護対策区民支援部の項中「オリンピック・パラリンピック担当課」を「スポーツ施設課」に改め、同表国民保護対策保健福祉部の項中「保険料収納課」を臨時特別給付担当課に改める。

附 則
この規則は、令和3年12月1日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日とする規則(令和2年11月世田谷区規則第120号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立ミニS L条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立ミニS L条例施行規則(昭和57年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の場合」を「に規定する場合」に改め、「、第3項のミニS L利用承認書の交付に代えて」を削り、「。以下」を「」その他区長が別に定める乗車券(以下)に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条第3項中「の場合」を「に規定する場合」に改める。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

附則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表スポーツ推進部スポーツ推進課スポーツ・障害者スポーツ推進担当係長(スポーツ推進課長が指定する者)の項中「スポーツ・障害者スポーツ推進担当係長」を「スポーツ・パラスポーツ担当係長」に改める。

附則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第810号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月1日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区羽根木一丁目1680番16の内から1680番3の内まで

3 変更の区域

延長 10.77メートル

幅員 0.41メートルから

0.44メートルまで

面積 4.73平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年11月1日

◎世田谷区告示第811号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月1日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

21-D297-10

2 変更の区間

世田谷区羽根木一丁目1680番3の内

3 変更の区域

延長 25.54メートル

幅員 0.53メートルから

0.63メートルまで

面積 15.14平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年11月1日

◎世田谷区告示第812号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第813号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第814号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第815号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第816号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定による教育・保育施設の確認をしたので、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和3年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第817号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区代田六丁目987番1の内

3 変更の区域

延長 16.37メートル

幅員 0.06メートルから

0.10メートルまで

面積 1.51平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年11月2日

◎世田谷区告示第818号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月2日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区給田一丁目784番9の内

3 変更の区域

延長 5.30メートル

幅員 0.00メートルから

0.02メートルまで

面積 0.07平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年11月2日

◎世田谷区告示第819号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月2日

世田谷区長 保坂展人

本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢40歳代から60歳代位の男性、身長165センチ、中肉、頭髮前頭部がはげ上がる、着衣はベージュジャンパー、茶色ジャンパー、黒色トレーナー、黒色Tシャツ、黒色ズボン、黒色パンツ、黒色靴下、黒色運動靴、所持品はたばこ7本、ライター。

世田谷区公報

上記の者は、平成31年1月31日、東京都世田谷区野毛2丁目多摩川河川敷下野毛排水樋管前橋で発見された。死因は縊死、死亡日時は同日午前4時頃と推定される。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第820号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区奥沢二丁目498番5の内から498番1の内まで
3 変更の区域 延長 24.57メートル 幅員 0.43メートルから0.44メートルまで 面積 10.71平方メートル
4 供用開始の期日 令和3年11月4日

◎世田谷区告示第821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年11月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区南烏山一丁目116番5の内
3 変更の区域 延長 1.00メートル 幅員 0.62メートル 面積 0.62平方メートル

◎世田谷区告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区南烏山一丁目116番5の内から115番13の内まで
3 変更の区域 延長 15.47メートル

- 幅員 0.62メートル
面積 9.70平方メートル
4 供用開始の期日 令和3年11月5日

◎世田谷区告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区松原二丁目591番32から590番20まで
3 変更の区域 延長 10.92メートル 幅員 0.64メートルから0.65メートルまで 面積 7.09平方メートル
4 供用開始の期日 令和3年11月5日

◎世田谷区告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
2 変更の区間 世田谷区瀬田五丁目166番26から166番12まで
3 変更の区域 延長 0.92メートル 幅員 0.72メートル 面積 0.66平方メートル
4 供用開始の期日 令和3年11月8日

◎世田谷区告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 8-7
2 供用開始の区間 世田谷区給田四丁目158番26から158番27まで
3 供用開始の区域 延長 13.11メートル 幅員 0.49メートルから0.50メートルまで

- 面積 6.69平方メートル
4 供用開始の期日 令和3年11月8日

◎世田谷区告示第826号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年11月8日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第827号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和3年11月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイプラス狹江のいずみあざれあ
2 事業所の所在地 東京都狹江市中和泉一丁目9番5号
3 事業者の名称 セントラル・エンタープライズ株式会社
4 指定年月日 令和3年10月21日
5 サービスの種類 認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第828号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-G262
2 変更の区間 世田谷区桜上水一丁目179番7の内
3 変更の区域 延長 8.66メートル 幅員 0.56メートルから0.90メートルまで 面積 6.34平方メートル
4 供用開始の期日 令和3年11月9日

◎世田谷区告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間

世田谷区梅丘二丁目1363番2の内から1363番32の内まで

3 変更の区域
 延長 14.06メートル
 幅員 0.07メートルから
 0.17メートルまで
 面積 1.68平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年11月9日

◎世田谷区告示第830号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年11月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年11月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 31-D032-05

2 変更の区間
 世田谷区駒沢二丁目966番21

3 変更の区域
 延長 6.69メートル
 幅員 0.83メートルから
 0.88メートルまで
 面積 5.69平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年11月9日

◎世田谷区告示第831号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年11月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年11月10日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区駒沢四丁目138番35の内

3 変更の区域
 延長 13.88メートル
 幅員 0.14メートルから
 0.15メートルまで
 面積 2.05平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年11月10日

◎世田谷区告示第832号
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
 令和3年11月12日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 第2884号
 2 指定年月日 令和3年11月11日
 3 指定の位置 世田谷区喜多見七丁目3129番4、7、12、15、16、17、18、19

4 道路の幅員 4.00メートル
 5 道路の延長 31.55メートル
 6 申請者氏名 株式会社和光建設工業
 代表取締役 矢野 均

◎世田谷区告示第833号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年11月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年11月12日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区三宿二丁目390番5の内から391番25の内まで

3 変更の区域
 延長 15.01メートル
 幅員 0.16メートルから
 0.17メートルまで
 面積 2.60平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年11月12日

◎世田谷区告示第834号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年11月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年11月12日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区若林一丁目50番7の内から50番3の内まで

3 変更の区域
 延長 8.78メートル
 幅員 0.50メートルから
 0.65メートルまで
 面積 5.11平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年11月12日

◎世田谷区告示第835号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
 この関係図面は、令和3年11月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年11月12日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区若林一丁目50番3の内

3 変更の区域
 延長 0.10メートル
 幅員 0.65メートル
 面積 0.06平方メートル

◎世田谷区告示第836号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年11月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年11月12日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区駒沢三丁目9番35の内

3 変更の区域
 延長 10.34メートル
 幅員 0.97メートルから
 0.98メートルまで
 面積 10.10平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年11月12日

◎世田谷区告示第837号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年11月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年11月12日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 31-D138-04

2 変更の区間
 世田谷区駒沢三丁目9番38から9番35の内まで

3 変更の区域
 延長 7.11メートル
 幅員 0.61メートルから
 0.64メートルまで
 面積 4.45平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年11月12日

◎世田谷区告示第838号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 令和3年11月12日
 世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
 東京都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域
 削除する部分
 世田谷区等々力八丁目、上野毛四丁目、深沢四丁目、祖師谷六丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目及び喜多見三丁目各区内
 追加する部分
 世田谷区桜二丁目、等々力四丁目、千歳台二丁目、船橋四丁目、

世田谷区公報

喜多見三丁目、宇奈根二丁目、上北沢一丁目、八幡山一丁目、上祖師谷三丁目、粕谷二丁目、北烏山五丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、喜多見三丁目及び喜多見五丁目各区内

3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第839号
令和3年6月25日になされた住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。
なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。
令和3年11月12日
世田谷区長 保坂展人
住民票の写し

1 住所及び氏名
住所 東京都世田谷区松原一丁目11番8-107号
氏名 小田野 正義

2 交付年月日
令和3年6月25日
令和3年10月5日

◎世田谷区告示第840号
介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
令和3年11月15日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 ケアパートナー 奥沢居宅介護支援事業所

2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢三丁目30番8号メーゾン春木1階

3 事業者の名称 有限会社ケアパートナー

4 廃止届受理年月日 令和3年10月25日

5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第841号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和3年11月15日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第842号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月16日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 28-1

2 変更の区間
世田谷区経堂三丁目423番70から423番66まで

3 変更の区域
延長 12.05メートル
幅員 0.15メートルから0.17メートルまで
面積 1.94平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年11月16日

◎世田谷区告示第843号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月16日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 28-1

2 変更の区間
世田谷区上馬一丁目521番7から521番3の内まで

3 変更の区域
延長 4.95メートル
幅員 0.63メートル
面積 3.13平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年11月16日

◎世田谷区告示第844号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月16日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号 34-12

2 変更の区間
世田谷区野沢四丁目231番24の内

3 変更の区域
延長 7.23メートル
幅員 0.07メートルから0.18メートルまで
面積 0.90平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年11月16日

◎世田谷区告示第845号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月16日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

58-1

2 変更の区間
世田谷区八幡山二丁目70番3の内

3 変更の区域
延長 12.09メートル
幅員 0.11メートル
面積 1.41平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年11月16日

◎世田谷区告示第846号
契約担当者の委任の解除等について世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）第3条第2項の規定に基づき令和3年7月28日付で行った区の契約担当者としての事務の委任を次のように解除し、同条第1項の規定に基づき当該事務を次のように委任した。
令和3年11月16日
世田谷区長 保坂展人

1 委任を解除した契約担当者
区立代田小学校副校長

2 委任を解除した契約事務
区立代田小学校の事務に係る次に掲げる契約

(1) 定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録の契約

(2) 各学校において使用する給食物資の供給に係る契約

(3) 前2号に掲げるもの以外の契約で1件予定価格（長期継続契約の場合は、当該契約の年額）500,000円以下の契約（不動産の買入れ及び借入れに係るもの、工事請負契約、ガソリンの単価契約並びに予定価格180,000,000円以上となることが見込まれる工事に係る基本構想及び設計の契約を除く。）

3 委任を解除した年月日
令和3年10月26日

4 委任した契約担当者
区立代田小学校校長

◎世田谷区告示第847号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年11月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月17日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 11-G087

2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目18番18の内

3 変更の区域
延長 12.64メートル
幅員 0.40メートルから0.43メートルまで
面積 5.34平方メートル

4 供用開始の期日
令和3年11月17日

◎世田谷区告示第848号

令和3年第4回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和3年11月18日

世田谷区長 保坂展人
記

- 1 招集する年月日 令和3年11月29日(月)午後1時
- 2 招集する場所 世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第849号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区奥沢三丁目258番4の内
- 3 変更の区域
延長 2.00メートル
幅員 0.29メートルから0.30メートルまで
面積 0.59平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年11月19日

◎世田谷区告示第850号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 変更の区間 世田谷区駒沢三丁目35番2の内
- 3 変更の区域
延長 6.76メートル
幅員 0.20メートルから0.28メートルまで
面積 1.68平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年11月19日

◎世田谷区告示第851号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第852号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区南烏山六丁目1918番4の内
- 3 変更の区域
延長 11.57メートル
幅員 0.62メートル
面積 7.33平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年11月22日

◎世田谷区告示第853号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和3年11月22日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第854号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 供用開始の区間 世田谷区上馬一丁目577番30
- 3 供用開始の区域
延長 14.17メートル
幅員 0.54メートルから0.76メートルまで
面積 9.67平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年11月24日

◎世田谷区告示第855号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 36-5 (2) 28-1
- 2 変更の区間 (1) 世田谷区上馬一丁目577番31

(2) 世田谷区上馬一丁目577番22

3 変更の区域

- (1) 面積 0.25平方メートル
(2) 延長 26.03メートル
幅員 0.44メートルから0.45メートルまで
面積 11.69平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年11月24日

◎世田谷区告示第856号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年11月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
- 2 変更の区間 世田谷区大原一丁目1075番28の内
- 3 変更の区域
延長 10.15メートル
幅員 0.98メートルから1.11メートルまで
面積 10.66平方メートル

◎世田谷区告示第857号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区松原一丁目18番8の内
- 3 変更の区域
延長 9.57メートル
幅員 0.00メートルから0.14メートルまで
面積 0.68平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年11月24日

◎世田谷区告示第858号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区羽根木二丁目1729番64の内
- 3 変更の区域 延長 5.79メートル

世田谷区公報

幅員 0.41メートルから
0.84メートルまで
面積 3.43平方メートル
4 供用開始の期日
令和3年11月24日

◎世田谷区告示第859号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。
令和3年11月25日
世田谷区長 保坂展人
1 事業所の名称 チャームヘルパー
ステーション経堂
2 事業所の所在地 東京都世田谷区宮
坂三丁目6番10号
3 事業者の名称 株式会社チャーム
・ケア・コーポレ
ーション
4 指定年月日 令和3年12月1日
5 サービスの種類 定期巡回・随時対
応型訪問介護看護

◎世田谷区告示第860号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
令和3年11月25日
世田谷区長 保坂展人
1 都市計画の種類
東京都都市計画公園第8・2・39号
上祖師谷農業公園
2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区上祖師谷五丁目地内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画
課

◎世田谷区告示第861号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)第42条の2第2項の規定により告示する。
令和3年11月26日
世田谷区長 保坂展人
1 指定代理納付者の名称及び所在地
(1) 名称 SBペイメントサービ
ス株式会社
(2) 所在地 東京都港区海岸一丁目
7番1号東京ポートシ
ティ竹芝オフィスタワー
14階
2 指定代理納付者に納付させる歳入
寄附金
3 代理納付の開始日
令和3年11月29日

◎世田谷区告示第862号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)第42条の2第2項の規定により告示する。

令和3年11月26日
世田谷区長 保坂展人
1 指定代理納付者の名称及び所在地
(1) 名称 PayPay株式会社
(2) 所在地 東京都港区虎ノ門四丁
目1番1号神谷町トラ
スタワーWeWork内
2 指定代理納付者に納付させる歳入
寄附金
3 代理納付の開始日
令和3年11月29日

◎世田谷区告示第863号
寄附金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
令和3年11月26日
世田谷区長 保坂展人
1 委託した相手方
(1) 名称 株式会社さとふる
(2) 所在地 東京都中央区京橋二丁
目2番1号京橋エドグ
ラン13階
2 委託期間
令和3年11月29日から令和4年3
月31日まで

◎世田谷区告示第864号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月29日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
40-1
2 変更の区間
世田谷区等々力二丁目88番6地先
無番から88番5地先無番まで
3 変更の区域
延長 11.61メートル
幅員 0.90メートル
面積 10.56平方メートル
4 供用開始の期日
令和3年11月29日

◎世田谷区告示第865号
区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。
この関係図面は、令和3年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月29日
世田谷区長 保坂展人

1 番号
34-Z026
2 位置
世田谷区等々力二丁目88番5地先
無番から88番9地先無番まで
3 廃止の期日
令和3年11月29日

◎世田谷区告示第866号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。
この関係図面は、令和3年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月29日
世田谷区長 保坂展人
1 指定番号
34-G144
2 指定する起終点
世田谷区等々力二丁目88番9地先
無番から88番6地先無番まで
3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第867号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月29日
世田谷区長 保坂展人
1 認定番号
28-1
2 変更の区間
世田谷区東玉川一丁目61番16地先
無番
3 変更の区域
延長 9.97メートル
幅員 1.27メートル
面積 12.57平方メートル
4 供用開始の期日
令和3年11月29日

◎世田谷区告示第868号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和3年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年11月29日
世田谷区長 保坂展人
1 指定番号
33-G109
2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区東玉川一丁目61番28
地先無番から61番25地先無番
まで
(新) 世田谷区東玉川一丁目61番28
地先無番から61番53地先無番
まで

3 廃止の期日
令和3年11月29日

◎世田谷区告示第869号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和3年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G109-01
- 2 指定する起終点
世田谷区東玉川一丁目61番20地先無番から61番25地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第870号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和3年11月30日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区喜多見四丁目6番先から世田谷区喜多見四丁目7番先まで
- 3 指定年月日
令和3年11月30日

◎世田谷区告示第871号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
59-19
- 2 供用開始の区間
世田谷区若林三丁目171番9の内
- 3 供用開始の区域
延長 11.94メートル
幅員 0.81メートルから0.84メートルまで
面積 9.98平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年11月30日

◎世田谷区告示第872号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年11月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂三丁目436番1の内
- 3 変更の区域
延長 7.52メートル
幅員 0.22メートルから0.64メートルまで
面積 3.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年11月30日

◎世田谷区告示第873号

次の世田谷区立地区会館は、令和3年12月1日から令和4年3月31日まで、その供用を中止する。

令和3年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
世田谷区立経堂南地区会館
- 2 位置
東京都世田谷区経堂五丁目21番6号

公 告

◎世田谷区公告第105号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年11月1日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区宇奈根二丁目161番1 161番6 167番1 170番1の一部 170番2 170番8 1005番16 1005番18	東京都狛江市和泉本町三丁目11番9号 株式会社あさひホーム 代表取締役 藤田利佐夫

◎世田谷区公告第106号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年11月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画道路事業補助線街路第52号線

2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第107号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年11月4日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区南烏山二丁目497番12 497番35 497番36 497番37 497番38 497番39 497番40 497番41 497番42 497番43 497番44 497番45 497番46 497番47 497番48	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 株式会社モリモトホーム 代表取締役 森本浩義

◎世田谷区公告第108号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和3年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時
令和3年11月12日(金曜日)午後2時30分から
- 2 公聴会を行う場所
東京都世田谷区桜上水三丁目4番11号
世田谷区立桜上水南地区会館大会議室
- 3 公聴会を行う理由
別紙の建築許可をするため

別紙省略

◎世田谷区公告第109号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年11月11日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 砧二丁目 317番7 317番76	東京都渋谷区 初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 金子一郎

◎世田谷区公告第110号

生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定による特定生産緑地の指定及び法第10条の6第1項の規定による特定生産緑地の指定の解除をしたので、法第10条の2第4項及び生産緑地法施行規則(昭和49年建設省令第11号)第7条の規定並びに法第10条の6第2項において準用する法第10条の2第4項の規定により、別紙のとおり公告する。

なお、関係図書は、世田谷区都市整備政策部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年11月12日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第111号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。

令和3年11月12日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第112号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年11月15日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 船橋三丁目 250番2の一部 250番26の一部 370番3の一部 370番5の一部 370番5先無番の一部 370番8	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村徹

◎世田谷区公告第113号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧

期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和3年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画北烏山二・三丁目地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
世田谷区北烏山一丁目、北烏山二丁目及び北烏山三丁目各内地
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間
令和3年11月18日から同年12月2日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第114号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和3年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画地区計画北烏山二丁目北部地区地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区北烏山二丁目及び北烏山四丁目各内地
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間
令和3年11月18日から同年12月2日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第115号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提

出することができる。

令和3年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画一団地の住宅施設烏山北住宅一団地の住宅施設
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区北烏山一丁目、北烏山二丁目及び北烏山三丁目各内地
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間
令和3年11月18日から同年12月2日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第116号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和3年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都市計画一団地の住宅施設烏山松葉通住宅一団地の住宅施設
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区北烏山三丁目地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間
令和3年11月18日から同年12月2日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第117号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
北烏山二・三丁目地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域
世田谷区北烏山一丁目、北烏山二丁目及び北烏山三丁目各地内
- 3 地区街づくり計画の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和3年11月18日から同年12月2日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区烏山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第118号

世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称
北烏山二丁目北部地区地区街づくり計画
- 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
世田谷区北烏山二丁目及び北烏山四丁目各地内
- 3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和3年11月18日から同年12月2日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区烏山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、沿道地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本沿道地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
沿道地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画沿道地区計画世田谷区環七大原・羽根木地区沿道地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区大原一丁目、大原二丁目、羽根木一丁目、羽根木二丁目、代田五丁目及び代田六丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区北沢総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区北沢総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画明大前駅前広場周辺地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区松原一丁目及び松原二丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区北沢総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区北沢総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条

例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画明大前駅北側地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区松原二丁目地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区北沢総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区北沢総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、防災街区整備地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本防災街区整備地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
防災街区整備地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画防災街区整備地区計画北沢五丁目・大原一丁目地区防災街区整備地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区北沢五丁目及び大原一丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区北沢総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区北沢総合支所街づく

り課
7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第123号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和3年11月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画大蔵三丁目地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区大蔵二丁目、大蔵三丁目、大蔵四丁目、砧五丁目及び砧七丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第124号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和3年11月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画成城八丁目地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区成城八丁目地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画

課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで

- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第125号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和3年11月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画世田谷西部地域千歳台地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区千歳台二丁目及び千歳台五丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第126号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和3年11月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画

- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画世田谷西部地域成城地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区上祖師谷四丁目及び成城九丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第127号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和3年11月19日
世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画世田谷西部地域北烏山・給田地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区北烏山九丁目、給田四丁目及び給田五丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第128号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更原案に係る区域内の土地

の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画芦花公園駅南口地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区南烏山二丁目、南烏山三丁目及び南烏山四丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

日まで

◎世田谷区公告第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和3年11月19日から同年12月3日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和3年11月19日から同年12月10日まで

◎世田谷区公告第131号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定を取り消した建築物について、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和3年11月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号
令和3年10月20日付第R03認定0025号
- 2 一団地の区域（地名地番）
世田谷区新町1丁目67番1
- 3 建築物の名称
（仮称）都営世田谷区新町一丁目団地
- 4 認定を取り消した認定番号及び認定年月日
認定番号 第S60認定0005号
認定年月日 昭和61年3月28日

◎世田谷区公告第132号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第1条の規定に基づき、次のとおり公告す

る。

令和3年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画に係るマンションの名称及びその敷地の区域
給田北住宅
東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11
- 2 縦覧の開始の日
令和3年11月30日
- 3 縦覧の場所
世田谷区都市整備政策部居住支援課
- 4 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時まで

規則（教）

次に掲げる規則を公布する。

令和3年11月26日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第11号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第12号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第13号

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「週休日の指定簿（第1号様式）」を「世田谷区人事庶務システム（電子計算組織（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。）を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。）」に改め、同条ただし書中「これ」を「システム」に改め、「場合は、」の次に「週休日の指定簿（第1号様式）又は」を加える。

第5条第5項中「週休日の振替命令簿（第2号様式）」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、週休日の振替命令簿（第2号様式）により行うことができる。

第7条第1項中「超過勤務等命令簿（第3号様式）」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、超過勤務等命令簿（第3号様式）により、あらかじめ勤務することを命ずることができる。

第10条第2項中「休日の振替処理・代休日指定簿（第6号様式）」を「システム」

に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、休日の振替処理・代休日指定簿(第6号様式)により行うことができる。

第11条第2項中「休日の振替処理・代休日指定簿」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、休日の振替処理・代休日指定簿により行うことができる。

第30条第3項中「介護休暇承認申請書兼処理簿(第9号様式)」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿(第9号様式)により行うことができる。

第30条第5項中「介護休暇承認申請書兼処理簿」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿により行うことができる。

第30条第15項中「介護休暇承認申請書兼処理簿」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、介護休暇承認申請書兼処理簿により行うことができる。

第30条第17項中「申請事由変更届(第10号様式)」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、申請事由変更届(第10号様式)により届け出ることができる。

第30条の2第5項中「介護時間承認申請書(第11号様式)」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、介護時間承認申請書(第11号様式)により行うことができる。

第30条の2第7項中「申請事由変更届」を「システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、申請事由変更届により届け出ることができる。

第32条第1項を次のように改める。

第12条及び第16条から第29条の3までに規定する休暇の申請は、システムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

附 則

- 1 この規則は、令和3年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に生じた事由に係る休暇等について適用し、施行日前に生じた事由に係る休暇等については、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規

則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、条例第5条ただし書に規定する申出を受ける場合には、次に掲げる事項について、世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。)によらなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、当該事項を記載した書面の提出によることができる。

- (1) 口座振替の方法による給与の支払(以下「給与振込」という。)を希望する金額
- (2) 給与振込を受ける職員名義の預金又は貯金に係る金融機関等の名称、口座種別及び口座番号
- (3) 給与振込の開始希望時期

第2条第2項を削り、同条第3項中「職員が同項各号の事項の全部又は一部」を「給与振込を受けている職員が同項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第8条第1項を次のように改める。

条例第12条第1項の規定による届出は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合で、新たに扶養手当の支給を受けようとするときは扶養親族届(第2号様式)により、扶養手当の支給を受けている職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは扶養親族異動届(第3号様式)により、それぞれ行うことができる。

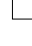
第9条第1項を次のように改める。

条例第19条第1項の規定による教育委員会の承認は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、給与減額免除申請書(第4号様式)により行うことができる。

第19条第4項中「支給は、」の次に「システム又は」を加える。

第2号様式中「」を削り、「教頭」を「副園長」に改める。

第3号様式中「」を削り、「教頭」を「副園長」に改める。

第4号様式中「」を削り、「

園長

」を「

園長	副園長
----	-----

」に改める。

第5号様式を次のように改める。
様式省略
附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
- 2 施行日前に生じた事由に係る届出、承

認又は支給については、この規則による改正後の第8条第1項、第9条第1項又は第19条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。


幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「職員は」の次に「、世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。)により」を加え、「添付して、住居届(様式)により」を「添えて」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、住居届(様式)に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して届け出ることができる。

第3条に次の1項を加える。
2 前項の規定は、住居手当を受けている職員のうち、条例第14条第1項の職員たる要件に係る事実と異動のあったものについて準用する。

様式中「」を削り、「第3条の」を「第3条ただし書の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
- 2 施行日前に新たに幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員又は住居手当を受けている職員のうち当該要件に係る事実と異動のあったものを行う届出については、この規則による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第16回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和3年11月17日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和3年11月24日(水) 午後3時00分
- 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転

<p>(3) 第3号議案</p> <p>用届出について その他の事項につ いて</p>		
---	--	--